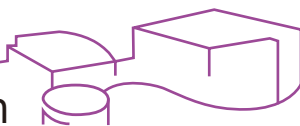


お知らせ information



事業者の電気・ガス料金を補助

**(期間延長)1月31日(金)まで
まだ申請していない事業者の方はお早めに申請を**

エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者または小規模事業者を対象に、補助金を交付します。

■対象者

町内に本店または主たる事務所を有する中小企業者又は小規模事業者(農林漁業などを除く。)

■補助金額

上限5万円

■申請期限 1月31日(金)

■注意事項

対象となるのは、令和5年8月から令和6年7月までの任意の一月(利用月ではなく、支払いがあった月)に負担した事業用の電気とガス料金の合算額(消費税及び地方消費税を除く。)の2分の1以内。

申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

産業観光課商工観光係 ☎(48)1111(内1225・1226)



◀町ホームページ

シリーズ 消費生活相談①⑦④

実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

○ 相談事例

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80歳代)

○ 被害を防ぐアドバイス

- ・ 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- ・ コンビニなどで電子マネーを購入するように指示し、番号を聞く方法はすべて詐欺です。
- ・ 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人と調べて、問い合わせてください。

◎ 知多半田消費生活センターでは消費生活相談を行っています。

■日にち 月曜日～金曜日(祝日、第4水曜日、年末年始(12月29日～1月4日)除く)

■時間 来所相談：午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後3時30分
電話相談：午前9時30分～午後4時

※ 来所相談の場合もまずは電話で確認してください。

■問い合わせ先 知多半田消費生活センター(クラシティ3階市民交流センター内) ☎(32)2444



【野焼きは禁止されています】

屋外での焼却行為(野焼き)に関して、苦情が多数寄せられます。

(例)

- ・「臭いがつくので洗濯物が干せない」
- ・「ぜんそくなので咳が止まらなくなる」
- ・「煙が屋内に入るので窓が開けられない」

野焼きは、農林水産業や宗教的・文化的儀礼に伴うものなど一部の例外を除き、禁止されています。もし違反した場合は罰金も規定されています。

例外に該当するものであっても、周囲の方に迷惑を掛けるものや、生活に悪影響を与えるような焼却行為は認められていません。

配慮をお願いします。

悪質なものの、危険なものを目撃された方は警察・消防へ通報をしてください。

■問い合わせ先

建設環境課

☎(48)1111(内1211・1212)



若者の無料就職相談

■日時(要事前予約)

1月15日(水)午前10時～正午

■場所

役場2階相談室201

■対象者

15歳～49歳の無業状態の若者やその保護者

■申し込み・問い合わせ先

ちた地域若者サポートステーション

☎(89)7947

電子メール

chitasapo@icds.jp



▲ちた地域若者サポートステーション
ホームページ